

2013年7月26日

お客様各位

锦江 SHIPPING ジャパン株式会社

### 中国増値税の運賃及び諸チャージへの適用について

平素より上海市錦江航運有限公司のサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、中国財務部、国家税務総局から2013年5月24日付で『交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増値税への徴収変更施行を全国に展開する事に係る税収政策についての通知』財税[2013]37号が公布され、2013年8月1日以降、中国全国の交通運輸業と一部現代サービス業に対し営業税から増値税が科せられる事となりました。同時に2012年1月1日から施行されていた特定地域での交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増値税への徴収変更の試行については廃止となります。

上記の税制変更施行に伴い、上海市錦江航運有限公司は、中国国内において徴収させて頂く海上運賃及び諸チャージに対し6%の増値税を適用させて戴く事となりました。

尚、本件に関し、中国政府当局より新たな通知があった場合は、然るべく調整を行い改めてご案内申し上げます。

皆様のご理解と変わらぬご支援の程よろしくお願い申し上げます。

以上